

事 務 連 絡
令和 8 年 8 月 4 日

各居宅介護支援事業所 御中

愛知県国民健康保険団体連合会
介護福祉部介護保険課

「介護職員処遇改善加算等総額のお知らせ」及び
「介護職員処遇改善加算等内訳のお知らせ」について

日ごろから本会の事業運営につきまして、ご理解とご協力いただき厚くお礼申し上げます。

さて、令和 8 年度介護報酬改定に伴い、介護職員等処遇改善加算の対象が拡充されております。

介護職員等処遇改善加算を算定し、地域包括支援センターより原案作成を委託されている居宅介護支援事業所につきましては、令和 8 年 7 月審査分より別紙 1「介護職員処遇改善加算等総額のお知らせ」及び別紙 2「介護職員処遇改善加算等内訳のお知らせ」を送付いたしますので、ご承知おきください。

担当：介護保険係

TEL：052-962-1307

別紙 1 「介護職員処遇改善加算等総額のお知らせ」

拡充前

〒 000-0000
〇〇県〇〇市〇〇町 1-1-1

〇〇事業所
〇〇 〇〇 様

介護職員処遇改善加算等総額のお知らせ

令和8年 6月審査分の介護職員処遇改善加算等の加算総額は、右のとおりです。お知らせいたします。

＜お知らせの内容について＞

1 このお知らせには、介護職員等処遇改善加算、旧介護職員等特定処遇改善加算及び旧介護職員等ベースアップ等支援加算の額（加算の単位数×単位数単価）を記載しています。

2 都道府県等へ年間の介護職員処遇改善等の実績を報告する際に、本帳票を参考にしてください。

令和8年 6月 30日
〇〇〇国民健康保険団体連合会

介護職員処遇改善加算等の加算総額	
指定サービス等	
介護職員等処遇改善加算総額	100,000
旧介護職員等特定処遇改善加算総額	2,000
旧介護職員等特定処遇改善加算総額	1,000
旧介護職員等ベースアップ等支援加算総額	500
地域密着型サービス	
介護職員等処遇改善加算総額	80,000
旧介護職員等特定処遇改善加算総額	1,600
旧介護職員等特定処遇改善加算総額	800
旧介護職員等ベースアップ等支援加算総額	400
介護予防・日常生活支援総合事業サービス	
介護職員等処遇改善加算総額	50,000
旧介護職員等特定処遇改善加算総額	
旧介護職員等ベースアップ等支援加算総額	

拡充後

〒 000-0002
〇〇県〇〇市〇〇町 7-8-9

〇〇ヘルプサービスセンター
□□ □□ 様

介護職員処遇改善加算等総額のお知らせ

令和8年 7月審査分の介護職員処遇改善加算等の加算総額は、右のとおりです。お知らせいたします。

＜お知らせの内容について＞

1 このお知らせには、介護職員等処遇改善加算及び令和8年5月以前の介護職員等処遇改善加算等の額（加算の単位数×単位数単価）を記載しています。

2 処遇改善加算は、加算総額を全て賃金改善に充てる必要がありますので、賃金改善を実際に行うに当たっては本帳票を参考にしてください。

3 都道府県等へ年間の介護職員処遇改善加算等の実績を報告する際に、本帳票を参考にしてください。

令和8年 8月 4日
〇〇県国民健康保険団体連合会

介護職員処遇改善加算等の加算総額	
指定サービス等	4,160
介護職員等処遇改善加算総額	3,000
（令和8年5月以前）介護職員等処遇改善加算等総額	1,000
原案作成委託料分	160
地域密着型サービス	
介護職員等処遇改善加算総額	0
（令和8年5月以前）介護職員等処遇改善加算等総額	0
介護予防・日常生活支援総合事業サービス	
介護職員等処遇改善加算総額	0
（令和8年5月以前）介護職員等処遇改善加算等総額	0

※ 「原案作成委託料分」には、同一都道府県に所在する地域包括支援センターが、原案作成委託料の支払事務を国保連合会に委託している場合、当該都道府県内の被保険者に係る金額を計上しています

・お知らせの内容については、以下のとおり

＜お知らせの内容について＞

- 1 このお知らせには、介護職員等処遇改善加算及び令和8年5月以前の介護職員等処遇改善加算等の額（加算の単位数×単位数単価）を記載しています。
- 2 処遇改善加算は、加算総額を全て賃金改善に充てる必要がありますので、賃金改善を実際に行うに当たっては本帳票を参考にしてください。
- 3 都道府県等へ年間の介護職員処遇改善加算等の実績を報告する際に、本帳票を参考にしてください。

内訳欄について、「旧介護職員処遇改善加算総額」欄、「旧介護職員等特定処遇改善加算総額」欄及び「旧介護職員等ベースアップ等支援加算総額」欄を削除し、「（令和8年5月以前）介護職員等処遇改善加算等総額」を追加する

介護職員処遇改善加算等総額のお知らせ拡充後の内訳欄の出カイメージ

介護職員処遇改善加算等の加算総額	
指定サービス等	4,160
介護職員等処遇改善加算総額	3,000
(令和8年5月以前)介護職員等処遇改善加算等総額	1,000
原案作成委託料分	160
地域密着型サービス	0
介護職員等処遇改善加算総額	0
(令和8年5月以前)介護職員等処遇改善加算等総額	0
介護予防・日常生活支援総合事業サービス	0
介護職員等処遇改善加算総額	0
(令和8年5月以前)介護職員等処遇改善加算等総額	0

※ 「原案作成委託料分」には、同一都道府県に所在する地域包括支援センターが、原案作成委託料の支払事務を国保連合会に委託している場合、自都道府県内の被保険者に係る金額を計上しています

それぞれ小計欄を設ける

○各項目では以下の金額を計上する

- ・「介護職員等処遇改善加算総額」欄には、サービス提供年月が令和8年6月以降の介護職員等処遇改善加算を計上する
- ・「(令和8年5月以前)介護職員等処遇改善加算等総額」欄には、サービス提供年月が令和8年5月以前の介護職員等処遇改善加算等を計上する
- ・「原案作成委託料分」欄には、保険者及び地域包括支援センターから支払対象となる介護職員処遇改善加算の金額を計上する

○欄外に『※ 「原案作成委託料分」には、同一都道府県に所在する地域包括支援センターが、原案作成委託料の支払事務を国保連合会に委託している場合、自都道府県内の被保険者に係る金額を計上しています』という補足を追加する

別紙 2 「介護職員処遇改善加算等内訳のお知らせ」

[illegible]